

工学部教育改革推進会議内規

制 定 平成20年1月22日

(趣旨)

第1条 宇都宮大学工学部・工学研究科教授会内規第7条第1項の規定に基づき、宇都宮大学工学部における教育改革を推進するため、工学部教育改革推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、次の委員をもって組織する。

- 一 工学部の各学科会議から選出された教員 各1名
- 二 工学部附属ものづくり創成工学センターから選出された教員 1名
- 三 工学部専門基礎教育担当者会議から選出された教員 1名
- 四 教務委員会から選出された教員 1名
- 五 工学部長が指名した工学部教員 1名

2 委員は、工学部長が委嘱する。

3 前項第1号から第3号及び第5号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、再任された委員の任期は1年とする。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は任命された年度の末日までとする。

(任務)

第3条 会議は次の業務を行う。

一 宇都宮大学工学部における教育体制、教育支援体制、カリキュラム、教育方法、教育設備等の教育に関わる事項の問題点について調査・検討し、改革・改善の方法を工学部長に提案する。

二 工学部長、工学部・工学研究科教授会より付託された工学部の教育に関する改革・改善事項について審議し、必要な施策を立案する。

(運営)

第4条 会議の議長は第2条第1項第5号の委員をもって充てる。

2 副議長は議長が指名する。

3 議長は会議を招集する。

4 議長に事故あるときは、副議長がその職務を代行する。

5 会議は、委員の3分の2名以上の出席をもって成立する。

6 委員会の審議は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第5条 会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(プロジェクト委員会)

第6条 会議は、必要に応じてプロジェクト委員会を置くことができる。

2 プロジェクト委員会に関し必要な事項は、会議の審議に基づき別に定める。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、工学部事務部において処理する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。